

香川県条例第4号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和42年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																	
<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>		<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準をいう。以下「算定方法」という。）に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p>																																	
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大気及び騒音に関する試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) ダイオキシン類を測定するもの</td> <td>1件 <u>204,090円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>(2) その他のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 室内空気に関するもの</td> <td>1件 <u>16,050円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 騒音に関するもの</td> <td>1件 <u>42,650円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>ウ 大気汚染に関するもの</td> <td>1件 <u>22,540円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>エ 煙道排ガスに関するもの</td> <td>1件 <u>34,930円</u>を超えない</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	手 数 料	1 大気及び騒音に関する試験		(1) ダイオキシン類を測定するもの	1件 <u>204,090円</u> を超えない範囲で規則で定める額	(2) その他のもの		ア 室内空気に関するもの	1件 <u>16,050円</u> を超えない範囲で規則で定める額	イ 騒音に関するもの	1件 <u>42,650円</u> を超えない範囲で規則で定める額	ウ 大気汚染に関するもの	1件 <u>22,540円</u> を超えない範囲で規則で定める額	エ 煙道排ガスに関するもの	1件 <u>34,930円</u> を超えない	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大気、騒音及び振動に関する試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) ダイオキシン類を測定するもの</td> <td>1件 <u>178,610円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>(2) その他のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 室内空気に関するもの</td> <td>1件 <u>15,570円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 騒音及び振動に関するもの</td> <td>1件 <u>1,190円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>ウ 大気汚染に関するもの</td> <td>1件 <u>22,520円</u>を超えない範囲で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>エ 煙道排ガスに関するもの</td> <td>1件 <u>31,840円</u>を超えない</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	手 数 料	1 大気、騒音及び振動に関する試験		(1) ダイオキシン類を測定するもの	1件 <u>178,610円</u> を超えない範囲で規則で定める額	(2) その他のもの		ア 室内空気に関するもの	1件 <u>15,570円</u> を超えない範囲で規則で定める額	イ 騒音及び振動に関するもの	1件 <u>1,190円</u> を超えない範囲で規則で定める額	ウ 大気汚染に関するもの	1件 <u>22,520円</u> を超えない範囲で規則で定める額	エ 煙道排ガスに関するもの	1件 <u>31,840円</u> を超えない
種 別	手 数 料																																		
1 大気及び騒音に関する試験																																			
(1) ダイオキシン類を測定するもの	1件 <u>204,090円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
(2) その他のもの																																			
ア 室内空気に関するもの	1件 <u>16,050円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
イ 騒音に関するもの	1件 <u>42,650円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
ウ 大気汚染に関するもの	1件 <u>22,540円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
エ 煙道排ガスに関するもの	1件 <u>34,930円</u> を超えない																																		
種 別	手 数 料																																		
1 大気、騒音及び振動に関する試験																																			
(1) ダイオキシン類を測定するもの	1件 <u>178,610円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
(2) その他のもの																																			
ア 室内空気に関するもの	1件 <u>15,570円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
イ 騒音及び振動に関するもの	1件 <u>1,190円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
ウ 大気汚染に関するもの	1件 <u>22,520円</u> を超えない範囲で規則で定める額																																		
エ 煙道排ガスに関するもの	1件 <u>31,840円</u> を超えない																																		

2	略	範囲で規則で定める額
3	水質に関する試験	
(1)	略	
(2)	その他のもの	
ア	飲料水に関するもの	1件 <u>16,190円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
イ	海水浴場等に関するもの	1件 <u>11,920円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
ウ	公害に関するもの	1件 <u>27,200円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
4	底質、土壌及び廃棄物に関する試験	
(1)	略	
(2)	その他のもの	1件 <u>30,080円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
5	略	
6	家庭用品に関する試験	
	有害物質を含有する家庭用品の規制 に関する法律（昭和48年法律第112号） に基づく有害物質試験	1件 <u>16,560円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
7・8	略	

2	略	範囲で規則で定める額
3	水質に関する試験	
(1)	略	
(2)	その他のもの	
ア	飲料水に関するもの	1件 <u>15,410円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
イ	海水浴場等に関するもの	1件 <u>11,320円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
ウ	公害に関するもの	1件 <u>26,320円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
4	底質、土壌及び廃棄物に関する試験	
(1)	略	
(2)	その他のもの	1件 <u>18,260円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
5	重油中の硫黄分の試験	1件 <u>4,830円</u>
6	略	
7	家庭用品に関する試験	
	有害物質を含有する家庭用品の規制 に関する法律（昭和48年法律第112号） に基づく有害物質試験	1件 <u>13,350円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
8	建材中のアスベスト分析	1件 <u>51,780円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
9・10	略	

附 則
この条例は、令和3年4月1日から施行する。